|  |
| --- |
| 新旧対照表○神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例施行規則 |

| 新 | 旧 |
| --- | --- |
| 別表第１（第１条の２、第４条関係） | 別表第１（第１条の２、第４条関係） |
|  | 公共的施設 | 用途 | 指定施設の規模等 |  |  | 公共的施設 | 用途 | 指定施設の規模等 |  |
|  | １　官公庁施設 | （略） | 全てのもの |  |  | １　官公庁施設 | （略） | すべてのもの |  |
|  | ２　教育文化施設 | （略）  | 全てのもの |  |  | ２　教育文化施設 | （略） | すべてのもの |  |
|  | ３　医療施設 | （略） | 全てのもの |  |  | ３　医療施設 | （略） | すべてのもの |  |
|  | ４　福祉施設 | 社会福祉施設及びこれに類する施設のうち次に掲げるものの用に供するもの | 全てのもの |  |  | ４　福祉施設 | 社会福祉施設及びこれに類する施設のうち次に掲げるものの用に供するもの | すべてのもの |  |
|  | 　 | (１)～(５)　（略） | 　 |  |  | 　 | (１)～(５)　（略） | 　 |  |
|  | 　 | (６)　母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第38条に規定する母子・父子福祉施設 | 　 |  |  | 　 | (６)　母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第38条に規定する母子福祉施設 | 　 |  |
|  | 　 | (７)～(11)　(略) | 　 |  |  | 　 | (７)～(11)　(略) | 　 |  |
|  | ５　商業施設 | （略） | 全てのもの |  |  | ５　商業施設 | （略） | すべてのもの |  |
|  | ６　公共交通機関の施設 | （略） | 全てのもの（同法第８条第１項の規定により旅客施設を新たに建設し、又は大規模な改良をする場合にあっては、別表第２の２の表１の項(１)から(３)まで及び２の項に規定する整備項目に係る部分に限る。） |  |  | ６　公共交通機関の施設 | （略） | すべてのもの（同法第８条第１項の規定により旅客施設を新たに建設し、又は大規模な改良をする場合にあっては、別表第２の２の表１の項(１)から(３)まで及び２の項に規定する整備項目に係る部分に限る。） |  |
|  | ７～11　（略） | （略） | （略） |  |  | ７～11　（略） | （略） | （略） |  |
|  | 12　地下街等 | （略） | 全てのもの |  |  | 12　地下街等 | （略） | すべてのもの |  |
|  | 13～16　（略） | （略） | （略） |  |  | 13～16　（略） | （略） | （略） |  |
|  | 17　公衆便所 | （略） | 全てのもの |  |  | 17　公衆便所 | （略） | すべてのもの |  |
|  | 18（略） | （略） | （略） |  |  | 18（略） | （略） | （略） |  |
| 備考　（略） | 備考　（略） |
|  |  |